

多文化共生の推進に向けて

第三特別調査室長

みやざき きよたか
宮崎 清隆

街を歩くと多くの外国人を見掛ける。それは観光客だけでなく、企業・店舗で働く人、学生らしき人など様々である。かつては一定期間我が国に滞在し帰国するケースが多かったが、最近では家族を呼び寄せ定住するパターンも増加している。また、特定の地域に集住する傾向もある。そのため、年金・医療保険等の社会保険未加入問題、子どもたちの教育問題を始めとし、彼らが定住するコミュニティにおいて、種々の問題が生じてきた。詰まるところ、外国人は一時的な滞在者ではなく、我が国社会の一員として捉えて考えるべきであり、地域社会の構成員として共に生きていくことができるような条件整備をすることが必要となっている。

こうした諸課題について対処するため、総務省は平成 18 年 3 月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、外国人が居住する地方自治体に向けて、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し実施するよう求めてきた。同じ時期に示された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、外国人住民を取り巻く課題として言語の問題があり、そのために本来受けることのできる行政サービスが十分に受容できていないことが指摘されるとともに、医療言語を理解する人の手配及びその費用負担、さらには地域社会での交流機会に恵まれず孤立することで災害弱者となり得る危険性等の問題点も示されている。そこで一部の地方自治体では、既に医療通訳派遣システムの構築や、外国人居住支援ネットワークの設置等を進めている。また、我が国の居住慣習を適切に理解してもらうための住宅関連マニュアルの多言語化や、相談窓口の設置を行っている事例もある。

参議院においては、平成 20 年 6 月、少子高齢化・共生社会に関する調査会が中間報告の中で、外国人との共生について提言を行っている。その中では、①外国人との共生に向けての政策、②労働者としての外国人との共生、③外国人の子女に対する教育体制の整備、④外国人の生活環境の整備がうたわれている。こうした提言も受け、また平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、総務省は平成 24 年 12 月に「災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて」と題する報告書をまとめた。そこでは、災害時に適切な情報提供を行うには、まず平常時からの外国人住民の大まかな状況把握や外国人コミュニティとの関係構築が必要とされたが、実際にはまだ十分に進んでいない。こうした状況を補完するために、多文化共生マネージャーの存在がある。

多文化共生マネージャーは、地域で多文化共生を体系的にマネジメントできる人材を育成することを目的として、平成 18 年より全国の地方自治体、地域国際化協会・国際交流協会、国際関連 NPO 等の職員を対象に、専門的な研修が行われ養成されている。これまでに 300 名近くが誕生し、全国各地で外国人住民に関わる諸課題に対処してきており、先の震災時には各種の外国人支援活動に従事したと聞く。こうした活動が拡充されていくことが、我が国における外国人との共生の一助となっていくことを願ってやまない。